

(平成28年度実施分)

# 高等専門学校評価基準（機関別認証評価）

付 選択の評価事項

平成17年3月

(平成22年3月改訂)

独立行政法人

大学評価・学位授与機構



## はじめに

この**高等専門学校評価基準**は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が学校教育法第123条の規定において準用する第109条第2項の規定に基づいて実施する、国・公・私立高等専門学校に係る機関別認証評価<sup>※</sup>に関するものです。高等専門学校評価基準は、11の**基準**で構成されています。

高等専門学校評価基準は、高等専門学校の正規課程<sup>※</sup>における教育活動を中心として高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況を評価するためのものです。11の基準には、機構が高等専門学校として満たすことが必要と考える内容が記載されており、評価は、この基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。各基準を満たしているかどうかの判断は、原則として高等専門学校全体を単位として行いますが、基準によっては、準学士課程<sup>※</sup>、専攻科課程<sup>※</sup>ごとの分析、整理も踏まえた上で、基準を満たしているかどうかの判断を行う必要があるものもあります。高等専門学校全体として、全ての基準を満たしている場合に、当該高等専門学校が高等専門学校評価基準を満たしていると判断されることになります。

基準は、その内容を枠内に明記し、基準を設定した意義・背景等を説明するものとして**趣旨**を設けています。

さらに、基準ごとに、その内容を踏まえ、教育活動等の状況を分析するための**基本的な観点**<sup>※</sup>を設けています。各高等専門学校には、原則として、全ての基本的な観点に係る状況を分析、整理することが求められます。また、高等専門学校の目的に照らして、独自の観点を各高等専門学校が設定して、その状況を分析することも可能です。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点及び高等専門学校が設定した観点を分析状況を総合した上で、基準ごとに行われることになります。

なお、機構は、高等専門学校評価基準とは別に、機構が独自に行う第三者評価として、選択的評価事項を定め、高等専門学校の希望に応じて高等専門学校評価基準とは異なる側面から高等専門学校の活動等を評価します。

選択的評価事項には、教育活動と関連する側面のみからでは十分に把握することが難しい「研究活動の状況」や「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を評価するための事項を設けており、その事項に関わる各高等専門学校が有する目的の達成状況等について評価を行います。

## 目 次

はじめに	i
基準1 高等専門学校 の 目的	1
基準2 教育組織（実施体制）	3
基準3 教員及び教育支援者等	5
基準4 学生の受入	7
基準5 教育内容及び方法	9
○ 準学士課程	
○ 専攻科課程	
基準6 教育の成果	13
基準7 学生支援等	15
基準8 施設・設備	17
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	19
基準10 財務	21
基準11 管理運営	23

---

用語の解説（本文中、※印の付されている用語の説明）	26
---------------------------	----

## 基準1 高等専門学校の目的

- 1-1 高等専門学校の目的（高等専門学校の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであること。また、学科及び専攻科ごとの目的が明確に定められていること。
- 1-2 目的が、学校の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

### 趣旨

本評価においては、高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう、高等専門学校に対してその学校の教育研究活動に関する目的の明示を求め、その内容を踏まえて評価を行います。この学校の目的とは、高等専門学校の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等を言います。

各高等専門学校は、各学校が持つ設立の理念、歴史、環境条件、教育資源等を踏まえた上で、それぞれの学校の個性や特色に応じて、その高等専門学校の機関としての目的を明確に定めていることが必要です。また、学科及び専攻科についても同様に人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を明確に定めていることが必要です。これらの内容は、学校教育法に定められた高等専門学校一般が果たすべき目的に適合するものであることは当然です。さらに、目的は、教職員や学生等学内に広く周知されているとともに、社会に対して公表されている必要があります。

これらのことは、各高等専門学校の教育研究活動を実施・発展させるとともに、その成果を適切に評価するためにも不可欠です。

また、高等専門学校が運営に関する中期目標等を有しており、その達成状況等を評価内容に反映させるために、その基本的な内容を目的として位置付けることも可能です。

なお、各高等専門学校がその教育研究活動に関して、例えば、他の高等専門学校や高等教育機関との連携、地域社会との連携、国際連携等を目的として重視している場合、そのことを明示することで、高等専門学校の個性や特徴を評価に反映させることも可能です。

## 基本的な観点

1-1-① 高等専門学校が、それぞれの学校の個性や特色に応じて明確に定められ、その内容が、学校教育法第115条に規定された、高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであるか。また、学科及び専攻科ごとの目的も明確に定められているか。

1-2-① 目的が、学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

## 基準 2 教育組織（実施体制）

---

2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織）が、教育の目的に照らして適切なものであること。

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

### 趣旨

この基準は、各高等専門学校に教育に係る基本的な組織や、各種委員会等、その他の教育活動を展開する上で必要な実施体制の状況について評価するものです。

学科、専攻科、各種センター等の教育組織及びその他の教育の実施体制は、高等専門学校が、その目的を達成するための教育活動を有効に行えるよう、科学技術の動向や社会のニーズ、また、地域の教育資源等を踏まえ、その学校の教育の目的に基づいた活動を行う上で有効かつ適切な形で設置あるいは整備されていることが必要です。また、学校全体、及びそれぞれの基本的な教育組織を有効に機能させ、教育を実施していくためには、その運営体制が適切に整備され、機能していることが必要です。

## 基本的な観点

- 2-1-① 学科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
  - 2-1-② 専攻科を設置している場合には、専攻科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
  - 2-1-③ 全学的なセンター等を設置している場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 
- 2-2-① 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議する等の必要な活動が行われているか。
  - 2-2-② 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。
  - 2-2-③ 教員の教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。



### 基準3 教員及び教育支援者等

---

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われ、その結果を教員組織の見直し等に反映させていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置されていること。

#### 趣旨

この基準では、基準1で定められた高等専門学校を目的を達成する上で、教員の配置が、適切であるかどうかを評価します。

学校の教育を実施する上で、個々の教員、及び教員組織の果たす役割が重要であるの言うまでもありません。各学校には、高等専門学校設置基準に定められた要件を具備しつつ、教育の目的を達成するために必要な教員組織編制の基本的な方針に基づいて、質、量の両面において、教育活動を展開するに十分な教員組織を有していること、学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられていることが求められます。また、その前提として、教員の資格や能力を適切に評価し、これを教員組織の見直し等に反映させる体制が機能していることが求められます。

さらに、学校における教育活動を展開する上では、教員のみならず、事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されていることが必要です。

## 基本的な観点

- 3-1-① 教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されているか。
  - 3-1-② 教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。
  - 3-1-③ 専攻科を設置している場合には、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されているか。
  - 3-1-④ 学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられているか。
- 
- 3-2-① 全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して教員組織の見直し等、適切な取組がなされているか。
  - 3-2-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用がなされているか。
- 
- 3-3-① 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。

## 基準4 学生の受入

---

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者の選抜が、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

### 趣旨

この基準では、各高等専門学校学生の受入の状況について評価します。

高等専門学校学生の受入の在り方は、公正かつ妥当な方法、適切な体制によって行われることはもちろんですが、その上で、各学校の教育の目的にふさわしい資質を持った「求める学生」を適切に見い出す観点に立って実施されることが重要です。

このため、将来の学生を含め社会に対して、どのような目的を持って教育活動を行い、また、その教育の目的に沿って、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのか等の考え方をまとめた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、理解されやすい形で公表されていることが必要です。

その上で、これらの方針に沿った入学者選抜が適切に実施され、高等専門学校の「求める学生」が入学を許可され、在学していることが求められます。

なお、高等専門学校の教育体制は、学生数に応じて整備されているものであり、教育の効果を担保する観点から、各高等専門学校の実入学者数は、入学定員とできるだけ合致していることが求められます。

## 基本的な観点

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に理解されやすい形で公表されているか。
  
- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されているか。
- 4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。
  
- 4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われる等、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

## 基準5 教育内容及び方法

### (準学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 豊かな人間性の涵養に関する取組が適切に行われていること。
- 5-4 成績評価や単位認定、進級・卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

### (専攻科課程)

- 5-5 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-6 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-7 教養教育や研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-8 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

## 趣旨

各学校の教育内容及び方法は、高等専門学校設置基準に示された、一般的に高等専門学校に求められる内容を満たすものであると同時に、その学校の教育の目的を体現するものである必要があります。

教育課程については、教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準において適切であり、社会の要請等に配慮していることが必要です。また、教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていることが必要です。

さらに、学生が修得する単位や取得する称号は、学校が意図した教育の目的の下で学生が獲得した知識・技術等に対して、認定・授与され、学校は組織として自らが認定・授与した単位、称号の通用性について保証することが求められています。各学校は、そのような観点から、成績評価や単位認定、卒業（修了）認定を適切に実施し、学修の成果を有効なものとするのが求められます。

また、高等専門学校においては、豊かな人間性を涵養するための適切な取組や教養を高める適切な教育が行われていることも必要です。

なお、本基準には、準学士課程及び専攻科課程で、その個性や特性に応じて、それぞれ別の基準が定められています。

## 基本的な観点

### (準学士課程)

- 5-1-① 教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものとなっているか。
- 5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等に配慮しているか。
  
- 5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。
- 5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバス<sup>※)</sup>が作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等、内容が適切に整備され、活用されているか。
- 5-2-③ 創造性を育む教育方法の工夫が図られているか。また、インターンシップ<sup>※)</sup>の活用が図られているか。
  
- 5-3-① 教育課程の編成において、一般教育の充実や特別活動の実施等、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているか。また、教育の目的に照らして、課外活動<sup>※)</sup>等において、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているか。
  
- 5-4-① 成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されているか。

(専攻科課程)

- 5-5-① 教育の目的に照らして、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。
- 5-5-② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものとなっているか。
- 5-5-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等に配慮しているか。
  
- 5-6-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。
- 5-6-② 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等、内容が適切に整備され、活用されているか。
- 5-6-③ 創造性を育む教育方法の工夫が図られているか。また、インターンシップの活用が図られているか。
  
- 5-7-① 教育の目的に照らして、教養教育や研究指導が適切に行われているか。
  
- 5-8-① 成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。





## 基準6 教育の成果

---

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

### 趣旨

高等専門学校教育の目的において、教育活動によって学生がどのような知識、技術、態度を身に付け、どのような人材となることを意図し、それらの目的を達成しているかという点は、高等専門学校教育の質の保証を行う上で、極めて重要です。高等専門学校の教育等に関する各種の取組が計画通りに行われ、実績を上げていることは重要ですが、最終的にはこれらの取組の成果は学生が享受すべきものであり、学校は、学生が享受した、あるいは将来的に享受するであろう教育の成果を、適切な情報をもとに正確に把握しなければなりません。

## 基本的な観点

- 6-1-① 高等専門学校として、その教育の目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成しようとする人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われているか。
- 6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、学校としてその達成状況を評価した結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
- 6-1-③ 教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
- 6-1-④ 学生が行う学習達成度評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
- 6-1-⑤ 卒業（修了）生や進路先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力や、卒業（修了）後の成果等に関する意見を聴取する等の取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

## 基準7 学生支援等

7-1 学習を進める上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。

7-2 学生の生活や経済面並びに就職等に関する相談・助言、支援体制が整備され、機能していること。

### 趣旨

学生は、高等専門学校で学習する上で、また生活する上で、様々な問題に直面します。学生は自らの努力のみで全ての問題を解決することは困難であり、高等専門学校としての適切な支援が必要です。

学生が抱える問題としては、授業の履修、学習に関する問題、生活、就職に関する問題、ハラスメント等が考えられ、これらの問題への相談・助言体制等の対応が要求されます。

その一方で、授業外での知識資源へのアクセスを含め、自己学習への施設・設備面での支援や、学習者コミュニティの形成支援、経済的就学困難に関する援助等が考えられ、これらもまた、学生支援として必要な要素です。

また、特別な支援が必要と考えられる学生に対して適切な支援を行っていくことも必要です。

これらの支援を効果的に行うためには、学生支援に関する明確な目的を設定し、質、量ともに適切な人員及び施設、設備を配置し、それらを組織的に機能させることが必要となります。学生の抱える問題や、学習のためのニーズは多種多様です。特別な支援が必要と考えられる学生のニーズの把握はもちろんのこと、一般の学生のニーズも多様化しているため、学生のニーズを把握する取組も必要です。

## 基本的な観点

- 7-1-① 学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されているか。また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。
  - 7-1-② 自主的学習環境及び厚生施設、コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されているか。
  - 7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。また、資格試験や検定試験の受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能しているか。
  - 7-1-④ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援体制が整備されているか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。
  - 7-1-⑤ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。
- 
- 7-2-① 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。
  - 7-2-② 特別な支援が必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。
  - 7-2-③ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。
  - 7-2-④ 就職や進学等の進路指導を行う体制が整備され、機能しているか。

## 基準8 施設・設備

---

8-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全管理の下に有効に活用されていること。

8-2 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

### 趣旨

この基準では、高等専門学校の目的及び目的に沿って編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現に必要とされる施設・設備が、学生、教員、職員等の関係者の利用のために十分に整備され、機能しているかどうかを評価します。

教室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設については、それらが講義等に使用される場合には、使用する学生数、教育内容、教育方法等を検討し、それが必要とされる能力（収容力、性能等）を有し、適切な安全管理の下に有効に活用されていなければなりません。また、学生による学習のために必要な図書等の資料についても系統的に収集、整理されており、かつ実用に供されていなければなりません。これらは同時に、学校の有する資産として、メンテナンスやセキュリティについても管理されていなければなりません。

## 基本的な観点

- 8-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、適切な安全管理の下に有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化や環境面への配慮がなされているか。
- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たすICT<sup>※</sup>環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。
  
- 8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

## 基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

---

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員及び教育支援者等の資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

### 趣旨

教育等の目的を達成するためには、教育の質の向上や継続的改善が必要となります。そのためには、学校の構成員及び学外関係者の意見等をもとに教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備されており、実際に取組が行われ、機能していることが求められます。仮に現状のままでも十分に教育の目的を達成することが予想される場合においても、外的環境の変化等への対応として、学校内外の関係者の意見を採り入れた評価を行うことが必要です。

また、この基準では、教材、学習指導法に係る研究開発が適切に行われているか、ファカルティ・ディベロップメント<sup>※</sup>が適切に行われているか、さらに、教育支援者等の資質の向上を図るための取組等が行われているか等、基準1に定めた高等専門学校の目的に沿って、不断に教育活動の質の維持・向上を図る仕組みが適切に整備され、機能しているかを評価します。

## 基本的な観点

- 9-1-① 教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されているか。
  - 9-1-② 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果をもとに教育の状況に関する自己点検・評価<sup>※</sup>が、学校として策定した基準に基づいて、適切に行われているか。
  - 9-1-③ 各種の評価の結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるような組織としてのシステムが整備され、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。
  - 9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握しているか。
  - 9-1-⑤ 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。
- 
- 9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。
  - 9-2-② 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。



## 基準10 財務

---

- 10-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

### 趣旨

高等専門学校は活動は財務の裏付けがなければ成立しません。教育研究活動を組織として将来にわたって適切かつ安定的に遂行するためには、安定した財務基盤が必要になります。学生からの授業料収入に基盤を置く場合には、安定した入学者数の確保が必要になります。また、科学研究費補助金、共同研究費等の様々な外部資源の活用も重要です。さらに、予期できない外的要因の変化に対する危機管理として、適当な自己資本（資金・資産）を保有すること等が必要になります。

また、高等専門学校は各種財源から収入を得て、それを管理し、学校の目的に応じて配分しますが、その際には、明確な計画、配分の方針等が設定され、履行されていなければなりません。

また、財務諸表等、高等専門学校の財務状況が公表されるとともに、自己改善を目的とした評価とは別に、財務が適正であることを保証するための監査等が適正に実施されていることが必要となります。

## 基本的な観点

- 10-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
  - 10-1-② 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。
  - 10-1-③ 学校の目的を達成するために、外部の財務資源の活用策を策定し、実行しているか。
- 
- 10-2-① 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
  - 10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。
  - 10-2-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされているか。
- 
- 10-3-① 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。
  - 10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

## 基準11 管理運営

- 11-1 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 学校の目的を達成するために、高等専門学校の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。また、その結果を受け、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されていること。
- 11-3 学校の目的を達成するために、外部有識者等の意見が適切に管理運営に反映されていること。また、外部の教育資源を積極的に活用していること。
- 11-4 高等専門学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。

### 趣旨

高等専門学校が教育等の目的の達成に向けて組織として機能するためには、管理運営組織が教育等の活動を支援、促進させるために有機的に機能しなければなりません。その際、予期できない事態に対応するために危機管理体制の整備も重要です。また、各構成員の責務と権限が明確に規定され、滞りなく効果的な運営がなされる必要があります。

また、高等専門学校は、学校教育法等において、自ら点検及び評価を行うことが定められています。基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」では、教育活動の改善システムを評価しますが、本基準においては、学校全体の活動及び活動の成果に関して自ら対象となる項目を設定し、自己点検・評価を行い、継続的に改善を行うための体制が整備され、機能していること、そして自己点検・評価の結果が公表されていることを評価します。

このほか、外部有識者等の意見が反映され、組織として効果的な意思決定がなされる必要があります。さらに、外部の教育資源を積極的に活用していることも必要です。

なお、高等専門学校には、教育研究活動等の状況やその活動の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することが求められています。

## 基本的な観点

- 11-1-① 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。
- 11-1-② 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。また、危機管理に係る体制が整備されているか。
  
- 11-2-① 自己点検・評価が学校として策定した基準に基づいて高等専門学校での活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、その結果が公表されているか。
- 11-2-② 自己点検・評価の結果について、外部有識者等による検証が実施されているか。
- 11-2-③ 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されているか。
  
- 11-3-① 外部有識者等の意見や第三者評価の結果が適切な形で管理運営に反映されているか。
- 11-3-② 学校の目的を達成するために、外部の教育資源を積極的に活用しているか。
  
- 11-4-① 高等専門学校における教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信しているか。

## 用語の解説

(本文中、<sup>\*</sup>印の付されている用語の説明)

### 【機関別認証評価】( i 頁)

学校教育法第110条の規定により文部科学大臣の認証を受けた評価機関が実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価。高等専門学校においては、同法第123条において準用されている。

### 【正規課程】( i 頁)

本高等専門学校評価基準において定義している「準学士課程」及び「専攻科課程」を指す。(「準学士課程」及び「専攻科課程」の定義は、以下のとおり。)

### 【準学士課程】( i 頁)

深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することをおもな目的とし、卒業した者が「準学士」と称することができる課程。学科がこれに当たる。

### 【専攻科課程】( i 頁)

高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とした課程。専攻科がこれに当たる。

### 【基本的な観点】( i 頁)

各基準ごとに、その内容に即して教育活動等の状況を分析するための観点。基準を満たしているかどうかを判断する重要な要素となるが、観点そのものについては、それを満たしているかどうかの判断は行わない。なお、選択的評価事項においては、各学校が定める目的に対する達成状況を判断する重要な要素となる。

### 【シラバス】(10頁)

各授業科目の詳細な授業計画。一般に、授業名、担当教員名、授業目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるもの。また、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。

### 【インターンシップ】(10頁)

学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行

うこと。

### **【課外活動】(10頁)**

幅広い知識と豊かな人間性を涵養するために、授業以外に生活全般を通じて学生が学ぶことのできるような活動。例えば、部活動、サークル活動、自治会活動や自主的な学生の研究会等がこれに当たる。

### **【ICT】(18頁)**

ICT (Information and Communication Technology) とは、情報・通信に関する技術一般の総称であり、IT (Information Technology) に替わる表現として社会に定着しつつある用語。

### **【ファカルティ・ディベロップメント】(19頁)**

教員が授業内容・方法を改善し、教育力を向上させるための組織的な取組の総称。FD と略して称されることもある。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。高等専門学校設置基準等の改正により、FD活動の実施が義務化されている。

### **【自己点検・評価】(20頁)**

学校教育法第109条に規定される、大学自らが教育研究の理念・目的に照らして当該大学の教育研究等の状況について評価し、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえて改善を行っていくもの。高等専門学校においては、同法第123条において準用されている。

(平成28年度実施分)

# 選 択 の 評 価 事 項





## 選択的評価事項について

機構の実施する認証評価は、高等専門学校の正規の課程における教育活動を中心として高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況の評価するものですが、高等専門学校にとって研究活動は、教育活動とともに主要な活動の一つです。さらには、知的資産を有する高等専門学校は、社会の一員として、地域社会、産業界と連携・交流を図るなど、教育、研究の両面にわたって知的資産を社会に還元することが求められており、実際にそのような活動が広く行われています。

そこで、「評価結果を各高等専門学校にフィードバックすることにより、各高等専門学校の教育研究活動等の改善に役立てること」「高等専門学校の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと」という評価の目的に鑑み、各高等専門学校の個性の伸長に資するよう、高等専門学校評価基準とは異なる側面から高等専門学校の活動を評価するために、「研究活動の状況」と「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の2つの選択的評価事項を設定しています。

この選択的評価事項は、高等専門学校の希望に基づいて、これらの事項に関わる活動等について評価を実施するものです。

なお、選択的評価事項は、高等専門学校評価基準とは異なり、満たしているかどうかの判断ではなく、その事項に関わる各学校が有する目的の達成状況等について、評価することとしています。

「研究活動の状況」では高等専門学校で行われる研究活動及びそれを支援する活動が対象となり、高等専門学校が有する研究の目的が達成されたか否かによって評価されます。高等専門学校の研究活動から派生した産業界との研究連携や、地域貢献等の社会的効果は、この事項に該当する活動です。一方、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」は、正規課程の学生以外を対象とした教育活動及びそれを支援する活動が対象となり、高等専門学校が有する教育サービスの目的が達成されたか否かによって評価されます。公開講座の実施、学校（施設）開放など、広く高等専門学校が有する資産を正規課程の学生以外に提供する活動が、この事項に含まれます。

## 目 次

選択的評価事項について	i
選択的評価事項A 研究活動の状況	1
選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	3

## 選択的評価事項A 研究活動の状況

---

A-1 高等専門学校の目的に照らして、必要な研究体制及び支援体制が整備され、機能しており、研究の目的に沿った活動の成果が上がっていること。

### 趣旨

高等専門学校は、大学や短大と並ぶ高等教育機関として、「知」の時代における現代社会に対して、個性ある多様な人材の供給に、独自の貢献を果たしています。各高等専門学校における研究活動は、その教育の質を保証する上での、重要な手段として位置付けられているとともに、日本の各地域に設置されている高等専門学校は、それぞれの地域において、重要な知的情報の発生源でもあり、研究活動を通して地域に貢献することへの期待もあります。

各高等専門学校においては、それぞれの置かれた状況に応じて、研究の目的やそれを実施するための方策を掲げており、ここでは、高等専門学校における研究の目的に沿った実施体制や、その成果等について評価を行います。

## 基本的な観点

- A-1-① 高等専門学校の研究の目的に照らして、研究体制及び支援体制が適切に整備され、機能しているか。
- A-1-② 研究の目的に沿った活動の成果が上げられているか。
- A-1-③ 研究活動等の実施状況や問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。

選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

B-1 高等専門学校の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

趣旨

高等専門学校は、現代社会において、社会の各分野で活躍できる優れた人材の養成をはじめ、社会の高度化・複雑化に伴う職業能力向上のニーズ、国民のゆとりや価値の多様化に伴う幅広い年齢層における生涯学習ニーズの高まり、地域貢献への要請などに対応し、体系的かつ継続的な学習の場として、より社会に開かれた学校となることが求められてきています。各学校は、実際に、これらのニーズや学校の置かれた状況を踏まえ、社会に対して様々な教育サービスを実施しています。

正規の課程に在籍する学生以外の者に対する教育活動及び学習機会の提供には、科目等履修生制度、聴講生制度、公開講座、資格関係の講座、各種の研修やセミナーの開設等の教育活動のほか、図書館開放のような学習機会の提供などが挙げられます。このほかにも各学校においては組織的に、講演会、シンポジウム、委員会等への参画等を通じて、地域への教育支援・協力等様々な地域貢献のための活動等が行われています。

高等専門学校によっては、このような教育サービスに関連する社会貢献、社会活動を社会に対する重要なサービスとして位置付けている場合もありますので、そのことが学校の目的に明示されていれば、本事項の評価対象とすることができます。

この選択的評価事項では、教育サービスに関わる目的の達成状況について、目的と計画の周知、計画に基づく実際の活動内容、成果、さらに改善のためのシステムを観点として評価を行います。

## 基本的な観点

- B-1-① 高等専門学校のエデュケーションサービスの目的に照らして、公開講座等の正規課程の学生以外に対するエデュケーションサービスが計画的に実施されているか。
- B-1-② サービス享受者数やその満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。また、改善のためのシステムがあり、機能しているか。